一般社団法人まがたま施設利用規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、当法人が保有または管理する事務所、共有スペースその他の施設（以下「本施設」という。）の利用に関し、適正かつ公益的な運用を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程は、当法人の役員・職員・会員および外部の非営利団体等が、本施設を地域福祉、災害支援、または公益的活動の目的で利用する場合に適用する。

第２章　施設の利用区分および範囲

（利用区分）

第３条　本施設の利用は、次のとおり区分する。

１．内部利用　：法人役員・職員・関係者による業務、福祉的または管理上の利用

２．外部利用　：地域団体、非営利団体等が公益目的で利用する場合

（利用範囲）

第４条　本施設の利用にあたっては、法人の事務所機能、地域コミュニティ活動、災害時の拠点利用を含め、法人の目的達成に資する範囲で行うものとする。

第３章　利用手続および費用

（申込手続）

第５条　本施設を利用しようとする者は、所定の申込書により代表理事の承認を得なければならない。

（利用費用）

第６条　本施設の利用費用は、光熱水費、火災保険料、固定資産税、維持管理費等を勘案して算定し、別紙「施設利用算定基準表」により定める。

２　内部利用における福祉的利用（例：要介護者の居住など）についても、算定基準に基づき適正な費用按分を行う。

３　外部団体による公益目的の利用であっても、維持管理費相当の費用負担を求めることができる。

第４章　利用上の遵守事項

（遵守事項）

第７条　利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

１．施設を善良な管理者の注意をもって使用すること。

２．施設、設備を破損または汚損した場合は、原状回復を行うこと。

３．営利を目的とした活動、または法人の目的に反する利用をしないこと。

第５章　管理および運用

（管理責任者）

第８条　本施設の管理責任者は代表理事とし、日常の運用については理事会の承認を得て、必要な管理体制を定めることができる。

（経費の処理）

第９条　本施設に係る維持管理費、光熱費等の共通経費は、共通部門において一括管理し、必要に応じて事業別に按分する。

第６章　附則

（改廃）

第 10 条　本規程の改正または廃止は、社員総会の決議による。

（施行期日）

第 11 条　本規程は、令和７年９月１日より施行する。